



## シンガポール: サーキット・ブレーカー、暫定措置法及び経済支援パッケージに関するアップデート (2020年4月9日時点)

執筆者: 山中 政人、吉本 智郎

シンガポール政府は、2020年4月3日、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大を抑止するため、欧米諸国で取られているロックダウンに類似する、「サーキット・ブレーカー」措置の導入を発表しました。さらに、2020年4月7日、サーキット・ブレーカーに法的拘束力を付与する「新型コロナウイルス(暫定措置)法(COVID-19 (Temporary Measures) Act)」(以下「暫定措置法」という。)を可決し、施行しました。また、暫定措置法に基づき、シンガポール政府は、2020年4月7日から5月4日まで効力を有する、「新型コロナウイルス(暫定措置)(管理命令)規則(COVID-19 (Temporary Measure) (Control Order) Regulations 2020)」(以下「管理命令規則」という。)を発行しています(2020年4月9日現在)。

本稿では、これらの措置及び規制の主要な内容及び別途発表されている経済支援パッケージについて概説致します。

### I. サーキット・ブレーカーによる事業所閉鎖

サーキット・ブレーカーに基づき、2020年4月7日から5月4日までの間(延長される可能性があります。)、シンガポールに所在する企業は在宅勤務を義務付けられ、在宅勤務ができない事業所は閉鎖することが求められています。例外的に、医療関係、食料供給、物流などの必要不可欠なサービス(Essential Services)を提供する事業者、必要不可欠なサービスに関連するサプライチェーン、及びグローバルサプライチェーンの一端を担うサービスに従事する事業者は事業所での活動を継続することができますが、必要最小限の人員のみを配置し、他者との間隔が1メートル以上になるような従業員間の安全間隔が保たれるように措置を講じることが義務付けられます。

必要不可欠なサービスには、次のものが含まれます。詳細は、(<https://covid.gobusiness.gov.sg/essentialservices/>)をご参照下さい。

- (a) 保健及び社会サービス(救急病院、プライマリー・ケア・サービス及び癌や慢性症状への補助療法を含む。)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

- (b) 食品供給、食品・飲料販売店(テイクアウト又は配送のみ)、食品配送サービス、食品小売店(スーパーマーケットを含む。)、食品包装を含む食品関係サービス
- (c) 輸送及び保管(公共輸送サービス、民間輸送サービス、物流事業者並びに他の必要不可欠なサービスを支援する倉庫及び保管サービスを含む。)
- (d) 銀行業及び金融業(銀行業、保険業、資産運用業、支払業務及び通貨の発行を含む。)
- (e) 情報通信(電気通信、データセンター、郵便サービス、他の必要不可欠なサービスを支援するサイバーセキュリティ、プラットフォーム及びサービス(配車、食品配送及びオンライン決済を含む。))並びにソーシャルメディア及びメッセージプラットフォームを含む。)
- (f) エネルギー(エネルギー・発電、ガス会社、ガソリンスタンド)
- (g) 水、廃棄物及び環境(公益事業省(Public Utility Board)への役務の提供、廃棄物の収集及び処理、葬儀に関連する役務を含む。)
- (h) 建物・インフラの施設管理サービス、建設管理サービス、重要な公共インフラの規定を含む公共インフラの整備、選定された建設工事((i)重要な公共インフラの建設工事、公共の安全を確保するための保守サービス、緊急の修理・保守サービス、及び(ii)必要不可欠なサービスを支援する、又は公共の安全のために必要な事業を含む。)
- (i) 重要製品(医療機器、医療用品を含む。))の製造・販売業者、半導体・医薬品・バイオメディカル企業などの製造・流通
- (j) 警備・安全保障(建物・住居を保護する企業・事業所を支援する警備・安全保障会社を含む。)
- (k) その他(一定のホテル、オンライン小売及び関連するサプライチェーン、眼鏡店、配管、工具店、獣医役務など。)

なお、リストアップされた必要不可欠なサービスに該当しない事業であるとしても、必要不可欠なサービスをサポートする立場にある事業者、及び自身が提供するサービスが必要不可欠であるとする事業者については、政府設置のウェブサイト(<https://covid.gobusiness.gov.sg>)を通じて申請を行い、事業の継続が認められる場合があります。また、どうしても必要な業務について、時限的に事業所での業務を行うことが認められる余地もあります。

## II. 管理命令規則に基づく行動に関する規制

管理命令規則により、シンガポール国内で、Infectious Diseases (COVID-19 – Stay Orders) Regulations 2020 等により滞在場所を退出できない者を除くあらゆる者は、下記の目的に必要な場合を除き、その通常の居住地から外出することができないとされています。

- (a) 上記 I 記載の必要不可欠なサービスを提供する事業者又は所定の学校等において業務に従事するため
- (b) 必要不可欠なサービスを提供する事業者又は所定の学校から物若しくはサービスを調達するため
- (c) 新型コロナウイルスに関しての治療を政府指定の病院で受けるため、又は緊急の治療を受けるため

- (d) 屋外球場、公道若しくは公園で、単独で又は同居の者と共に、レクリエーションを行うため
- (e) ある者が必要不可欠なサービスに従事する事業者で働いている場合に、その者の子供を保育する施設に子供を預けに行くため
- (f) 身体的若しくは精神的障害を持つ者、又は 12 歳未満若しくは 60 歳超の者の日常生活における支援を行うため
- (g) 兵役法に基づく兵役に出頭するため
- (h) 法律又は裁判所の命令に基づき、法の執行官のもとに出頭するため、又は裁判に出席するため
- (i) 法令に従った場所に出席するため
- (j) 緊急の援助を求めるため、又は行うため
- (k) 別の滞在場所に移動するため
- (l) シンガポールを出国するため
- (m) 上記に合理的に関係することを行うため

上記の目的のために外出する際も、エレベーター、自動車その他の移動手段、公共交通機関に関係する場所や行列に並ぶ際には、他者との間で、1メートル以上の距離を維持すること等が求められています。また、社交目的のために、同居していない者と会うことも禁止されています。さらに、コンドミニアムなど居住地のジム等のスポーツやレクリエーションのための施設を使用することも禁止されています。居住不動産以外の不動産の所有者等は、その不動産等に個人が侵入しないように閉鎖すること等も求められています。

### Ⅲ. 暫定措置法に基づく民事上の債務不履行に対する救済措置

暫定措置法は、新型コロナウイルスのために契約上の義務を履行することができない個人及び会社を保護し、一時的な救済措置を提供することも目的としています。

暫定措置法の主な特徴は、次のとおりです。

- (a) 2020 年 3 月 25 日以前に締結又は更新された契約に関し、2020 年 2 月 1 日以降に履行されるべき契約上の義務を対象とします。この法案に基づく措置は、法施行後 6 か月間実施されますが、さらに半年間延長される可能性もあります。
- (b) 次の 5 つの契約類型を対象とします。
  - (i) 非居住用不動産に関するリース又はライセンス(工場敷地の賃貸借など)
  - (ii) 建設又は供給契約(材料供給契約など)
  - (iii) 結婚式、ビジネス会合などのイベントのための物品・役務(会場、ケータリングなど)の提供に関する契約
  - (iv) シンガポール訪問者、国内観光客若しくは海外からの観光客のための物品若しくは役務の提供又は観光の振興(クルーズ、ホテルの宿泊予約など)に関する一定の契約

- (v) 直近の会計年度における売上高が1億シンガポールドルを超えない中小企業に対し銀行又は金融会社によって供与された一定の融資枠
- (c) 暫定措置法によって、契約当事者が不履行当事者に対し、上記の契約類型に関する次の法的措置を講じることは禁止されることとなります。
  - (i) 裁判・倒産処理手続
  - (ii) 営業又は事業の用に供する不動産及び動産に対する担保権の設定
  - (iii) 工事請負契約に基づく履行保証の請求
  - (iv) 非居住用物件の賃貸借の終了
- (d) また、イベント及び観光関連の契約に係る保証金の没収に関しても、追加的な救済措置が講じられます。すなわち、会場提供者は、イベントのために会場を予約したものの、新型コロナウイルス対策による制限によってイベントを延期し、又は取り消した者の保証金を没収することはできません(但し、会場提供者が法務大臣により任命された評価人によって、保証金の全部又は一部を没収することが公正かつ衡平である旨の決定を得た場合は、この限りではありません。)
- (e) 暫定措置法に基づく法定救済の申請は、ホームページ(今後公開予定)を通じて行うことが予定されており、法務大臣により任命された評価人による評価を受けます。当事者は弁護士を代理人とすることは認められず、費用は掛かりません。また、評価人による決定は、最終的なものであり、不服を申し立てることはできません。
- (f) 暫定措置法は、経済状況が悪化した個人及び事業に対する次の暫定的な救済措置も定めています。
  - (i) 個人の破産における破産基準額が15,000シンガポールドルから60,000シンガポールドルに引き上げられ、会社の支払不能基準額が10,000シンガポールドルから100,000シンガポールドルに引き上げられる。
  - (ii) 債権者の要求に応じる法定期間が21日から6か月に延長される。
- (g) また、会社の取締役は、該当の債務が会社の通常の業務の過程で生じたものである限り、支払不能状態にあるとしても、会社の取引を停止すべき義務から一時的に解放され、取引を継続することが認められます(但し、かかる債務が不正によって生じたものである場合、取締役は引き続き刑事責任を負います。)

#### IV. 経済支援パッケージ(Resilience Budget、Solidarity Budget)

シンガポール政府は、2020年3月26日、Resilience Budgetと呼ばれる約480億シンガポールドルの経済支援パッケージ(以下「レジリエンス予算」という。)を、同年4月6日、上述のサーキット・ブレーカーを見据えてSolidarity Budgetと呼ばれる約51億シンガポールドルの経済支援パッケージ(以下「ソリダリティ予算」という。)を公表しています。以下では、企業にとって重要と思われる支援策のポイントを概説致します。

## (I) レジリエンス予算

## 1. ジョブズ・サポート・スキーム(Jobs Support Scheme)の拡充(後述ソリダリティ予算 1 も合わせてご参照。)

レジリエンス予算に基づき、シンガポール政府は、企業によるローカル従業員<sup>1</sup>の雇用の維持を支援するため、2020年政府予算に盛り込まれていた現行のジョブズ・サポート・スキーム(以下「JSS」という。)を拡充しました。

JSSでは、雇用主は、ローカル従業員に支払う給与について助成を受けることができます。当初、助成の金額は、ローカル従業員の中央積立金(Central Provident Fund)(以下「CPF」という。)のペイロール上の月額給与総額<sup>2</sup>(但し、従業員1人あたり3,600シンガポールドルを上限とする。)の8%とされていましたが、月額給与総額(但し、従業員1人あたり4,600シンガポールドルを上限とする。)の25%<sup>3</sup>について助成を受けられることになりました。また、JSSによる助成が受けられる期間についても、当初は3か月分とされていましたが、9か月分に延長されました。

## 2. 賃金クレジットスキーム(Wage Credit Scheme)の拡充(後述ソリダリティ予算 4 も合わせてご参照。)

賃金クレジットスキーム(以下「WCS」という。)は、従業員の昇給額の一部を助成することにより、企業が生産性の向上により得られた利益を従業員に分配することを奨励するものです。

本年2月に発表された2020年政府予算において、2019年と2020年の昇給額について、政府が助成により負担する比率をそれぞれ20%及び15%(従前はそれぞれ15%及び10%)に引き上げることが発表され、また、基準となる月額賃金総額の上限も、2019年・2020年ともに5,000シンガポールドル(従前は4,000シンガポールドル)に引き上げられることとなっていたところ、WCSに基づき、2020年3月には6億シンガポールドルが支給され、さらに、レジリエンス予算により、同年9月に支給される5億シンガポールドルが6月末に前倒して支給されることとなりました。

## 3. 法人税の猶予

政府は、企業が当面の緊急ニーズに備えて十分なキャッシュフローを確保するため、2020年4月・5月・6月に納付期限が到来する法人税について、自動的に3か月間猶予することを発表しました。猶予された法人税は、それぞれ2020年7月・8月・9月に徴収されます。

## 4. 不動産関連措置(後述ソリダリティ予算 3 も合わせてご参照。)

新型コロナウイルスによりもっとも影響を受ける一定の商業用不動産(ホテル、サービスアパートメント、観光施設、小規模商店、レストランなど)については、2020年に賦課される固定資産税は100%免除されます。また、それ以外の非居住用不動産については、固定資産税30%の還付措置を受けられます。これは当該不動産のテナントを支援する目的を有し、還付を受ける不動産所有者は、賃貸料を削減することで、固定資産税の還付分をテナントに還元することが強く求められています。

また、政府が保有又は管理する非居住用不動産について、同不動産に入居する特定業種のテナント(ビジネスホテル、小売店、飲食店、娯楽、エンターテインメント、ヘルスケアなど)は2か月分、その他のテナントについても半月分の賃料の免除が受けられます。

<sup>1</sup> ローカル従業員とは、シンガポール市民及び永住権保持者を指します。

<sup>2</sup> 月額賃金総額には、CPF 拠出金の従業員負担分を含みますが、雇用者負担分は含まれません。

<sup>3</sup> さらに、より深刻な経済的影響下にある食品サービス産業及び航空・観光産業では、それぞれ月額給与総額の50%及び75%の助成を受けることができます。

## 5. 金融支援の拡充

シンガポール政府は、新型コロナウイルスの感染拡大による被害の少ない企業であっても継続して融資を受けられるようにするために、金融支援策をさらに拡充しています<sup>4</sup>。

- (a) 企業金融スキーム(トレード・ローン)(Enterprise Financing Scheme - Trade Loan)については、2020年4月1日から2021年3月31日まで、借入人グループあたりの貸付総額を1,000万シンガポールドル(従前は500万シンガポールドル)に引き上げ、政府のリスク・シェアを70%から80%に引き上げます(借入人が借入義務を免除されるものではなく、借入人自体は100%借入金に対して責任を負います。)<sup>5</sup>。
- (b) 貸付保険スキーム(Loan Insurance Scheme)にもとづく事業者に対する保険料の助成の比率が、2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間、50%から80%に引き上げられます。<sup>6</sup>
- (c) 2020年政府予算で導入されたテンポラリーブリッジローンプログラム(Temporary Bridging Loan Programme)が全セクターに拡大され、融資限度額は借入人1グループあたり500万シンガポールドル(従前は100万シンガポールドル)に増額されます(融資期間は5年まで)。さらに、企業は、参加金融機関による査定を条件として、元本の弁済について1年間猶予を要請することができることとされます。<sup>7</sup>
- (d) 企業金融スキーム(中小企業運転資金貸付制度)(Enterprise Financing Scheme - SME Working Capital Loan)にもとづく融資限度額が、借入人あたり100万シンガポールドル(従前は60万シンガポールドル)に引き上げられ、当該貸付に対する政府のリスク・シェアも70%から80%に引き上げられました。シンガポールに拠点を置く中小企業は、融資期間5年を上限として、参加金融機関が決定する利率で、同制度にもとづく融資を申請することができます。また、中小企業は、参加金融機関の査定を条件として、元本の弁済について1年間猶予を要請することができることとされました。

## 6. 特定セクター(航空、観光、陸上運送、海運、芸術・文化)に対する支援の拡充

シンガポール政府は、JSSにおいて食品サービス産業及び航空・観光産業の事業者に対する支援を強化するとともに、航空、観光、陸上運送、海運、芸術・文化分野において、以下の事項を含む支援策を実施します。

- (a) 受講料等の最大90%のサポートを行うシンガポール政府観光局の従業員トレーニング助成制度(Training Industry Professionals in Tourism)が、2020年6月1日から2020年12月31日までの間に開始される認定コース(従前は2020年3月1日から2020年5月31日までに開始されたコースのみ)にも適用されます。<sup>8</sup>
- (b) 観光業に関するその他の助成(事業改善基金(Business Improvement Fund)、レジャーイベント基金(Leisure Events Fund)、キックスタート基金(Kickstart Fund)、クルーズ開発基金(Cruise Development Fund)など)の上限額が10%引き上げられます。

<sup>4</sup> 金融支援の恩恵を受けられるための資格として、シンガポールで登録され、物理的にも実在する事業体であること、シンガポール市民又はシンガポールの永住権保有者が直接若しくは間接的に30%以上資本を保有していること、グループで5億シンガポールドルまでの売上に止まること等の要件があります。

<sup>5</sup> 企業金融スキーム(トレード・ローン)の参加金融機関の一覧及び連絡先については、<https://www.enterprisesg.gov.sg/financial-assistance/loans-and-insurance/loans-and-insurance/enterprise-financing-scheme/trade-loan/apply> をご参照下さい。

<sup>6</sup> 貸付保険スキームの参加金融機関の一覧及び連絡先については、<https://www.enterprisesg.gov.sg/financial-assistance/loans-and-insurance/loans-and-insurance/loan-insurance-scheme> をご参照下さい。

<sup>7</sup> テンポラリーブリッジローンプログラムの参加金融機関の一覧及び連絡先については、<https://www.enterprisesg.gov.sg/financial-assistance/loans-and-insurance/loans-and-insurance/temporary-bridging-loan-programme/apply> をご参照下さい。

<sup>8</sup> 拡充された従業員トレーニング助成制度では、コース開発及びカスタマイズのためのコース料金/トレーナー料金の最大90%、及び欠勤者給与の基本時給の90%が助成されますが、申請者には1時間あたり10シンガポールドルの上限が設けられます。助成を受けるためには、シンガポールで事業/企業の登録が必要です。

- (c) タクシー運行者、タクシードライバー、タクシー主要採用者、対象となる民間ハイヤードライバー及び民間バス所有者を救済するための助成が新設・拡充され、費用免除、税の還付などの支援が行われます。
- (d) 旅客船入港料 50%の猶予が 2020 年 12 月 31 日まで延長されます(従前は 2020 年 3 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日までのみ適用対象とされていましたが、同年 12 月 31 日までの分も対象となります。)
- (e) 芸術・文化セクターにおける主要企業に対し、雇用を維持するための資金が助成されます。

## (II) ソリダリティ予算

### 1. JSS の拡充

上述のとおり、レジリエンス予算に基づき、シンガポール政府はローカル従業員に支払われる月額給与総額(但し、従業員 1 人あたり 4,600 シンガポールドルを上限とする。)に関する 25%の助成を決定したところ、さらに、サーキット・ブレーカーが導入される 4 月中について、これを 75%まで拡充することとしました。5 月以降は、レジリエンス予算における決定のとおり、業種に応じた 25~75%の助成に戻ることになります。

### 2. 外国人労働者雇用の負担軽減

単純労働者向けの就労ビザであるワークパーミット及び中技能者向けの就労ビザであるSパスを保有する外国人を雇用する企業については外国人雇用税(Foreign Worker Levy)が課されること、サーキット・ブレーカーが導入される 4 月については、外国人雇用税は免除されます。また、今年に入り納税された外国人雇用税については、上記外国人労働者 1 人につき SGD750 が還付されます。

### 3. 賃料免除の強化

レジリエンス予算のもとで、政府が保有又は管理する非居住用不動産に入居する特定業種のテナント(ビジネスホテル、小売店、飲食店、娯楽、エンターテインメント、ヘルスケアなど)は 2 か月分、その他のテナントについても半月分の賃料の免除が受けられるとされたところ、後者つき、半月分から 1 か月分の賃料免除に拡張されました。

### 4. 金融支援の強化

テンポラリーブリッジローンプログラム(Temporary Bridging Loan Programme)、企業金融スキーム(中小企業運転資金貸付制度)(Enterprise Financing Scheme - SME Working Capital Loan)及び企業金融スキーム(トレード・ローン)(Enterprise Financing Scheme - Trade Loan)に基づく政府のリスク・シェアにつき、さらに 90%まで引き上げられます。



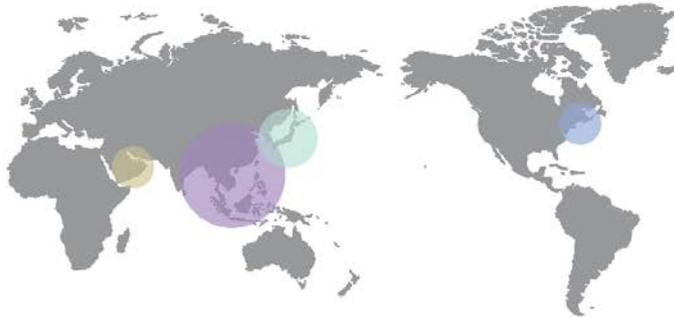
やまなか まさと  
山中 政人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表  
[m\\_yamana@jurists.co.jp](mailto:m_yamana@jurists.co.jp)



よしもと ともろう  
吉本 智郎

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士 シンガポール事務所  
[t\\_yoshimoto@jurists.co.jp](mailto:t_yoshimoto@jurists.co.jp)



西村あさひ法律事務所では  
現在、国内外に  
16の拠点を設けています。

<p><b>東京</b> 東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124 Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)</p>			<p><b>ニューヨーク</b> Nishimura &amp; Asahi NY LLP Tel +1-212-830-1600 E-mail info_ny@jurists.co.jp 執行パートナー 山口勝之 副執行パートナー 清水恵</p>		
<p><b>名古屋</b> Tel 052-533-2590 社員 藤井宏樹</p>	<p><b>大阪</b> Tel 06-6366-3013 社員 臼杵弘宗 井垣太介 廣田雄一郎 伴真範</p>	<p><b>福岡</b> Tel 092-717-7300 社員 尾崎恒康 高木謙吾 舞田靖子</p>	<p><b>ドバイ</b> Tel +971-4-253-3646 E-mail info_dubai@jurists.jp 森下真生</p>		
<p><b>バンコク</b> Tel +66-2-168-8228 E-mail info_bangkok@jurists.jp パートナー 小原英志 タイパートナー* Chavalit Uttasart (SCL Nishimura) Jirapong Sriwat</p>		<p><b>北京</b> Tel +86-10-8588-8600 E-mail info_beijing@jurists.jp 首席代表 中島あずさ 代表 志賀正帥</p>		<p><b>ハノイ</b> Tel +84-24-3946-0870 E-mail info_hanoi@jurists.jp ベトナム事務所統括 小口光 代表 廣澤太郎</p>	
<p><b>ジャカルタ*1</b> Walangi &amp; Partners Tel +62-21-5080-8600 E-mail info@wplaws.com 執行パートナー Luky Walalangi Rosetini &amp; Partners Law Firm Tel +62-21-2933-3617 E-mail info_jakarta@jurists.jp カウンセラー 町田憲昭</p>		<p><b>上海</b> Tel +86-21-6171-3748 E-mail info_shanghai@jurists.jp 首席代表 前田敏博 代表 野村高志</p>		<p><b>ホーチミン</b> Tel +84-28-3821-4432 E-mail info_hcmc@jurists.jp ベトナム事務所統括 小口光 代表 大矢和秀 ベトナムパートナー* Vu Le Bang Ha Hoang Loc</p>	
<p><b>ヤンゴン</b> Tel +95-1-8382632 E-mail info_yangon@jurists.jp 代表 湯川雄介 副代表 今泉勇</p>		<p><b>シンガポール</b> Tel +65-6922-7670 E-mail info_singapore@jurists.jp 共同代表 山中政人 宇野伸太郎 パートナー 佐藤正孝</p>		<p><b>台北</b> 西村朝日台湾法律事務所 Tel +886-2-8729-7900 E-mail info_taipei@jurists.jp 共同代表 孫櫻倩 張勝傑</p>	
<p><b>Okada Law Firm (香港)*2</b> Tel +852-2336-8586 E-mail s_okada@jurists.co.jp 代表 岡田早織</p>		<p>*1 提携事務所 *2 関連事務所 *外国法共同事業を営むものではありません。</p>			

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。